

情報セキュリティ政策会議 (仮称) 及び国家情報セキュリティセンター (仮称) の
設置を検討するためのプロジェクトチームの設置について

平成 17 年 1 月 20 日
内閣官房情報セキュリティ対策推進室

1. 目的

「情報セキュリティ問題に取り組む政府の役割 機能の見直しに向けて」(平成 16 年 12 月 7 日 IT 戦略本部決定)3. 詳細設計のための検討」に基づき、「情報セキュリティ政策会議 (仮称、以下「会議」という。)」及び「国家情報セキュリティセンター (仮称、以下「センター」という。)」の設置についての検討を行うため、下記のプロジェクトチーム (以下「PT」という) を情報セキュリティ対策推進室に設置する。

2. 構成

- (1) PT に、PT リーダー、PT リーダー補佐及び PT 員を置く。
- (2) PT リーダーは情報セキュリティ対策推進室長をもってあてる。
- (3) PT リーダーを補佐するため、PT リーダー補佐を置き、情報セキュリティ対策推進室情報セキュリティ補佐官をもってあてる。
- (4) 情報セキュリティ対策推進室の室員及び関係府省庁の職員の内、内閣官房情報セキュリティ対策推進室長が指名する者を PT 員とする。

3. 検討事項

PT は以下の事項について検討を行う

- (1) センターの業務、組織、職員の配置及び平成 17 年度の業務計画
- (2) 会議の業務、権限、構成及び平成 17 年度の業務計画
- (3) (1) 及び (2) に関する規定等の整備
- (4) その他 (1) ~ (3) に関連する事項

4. PT 会合

PT リーダー、PT リーダー補佐及び PT 員が出席する PT 会合を適宜開催するものとする。

5. PT の設置期間

PT の設置期間を平成 17 年 3 月 31 日までとする。

以上